

信用保証協会の 新たな取り組みについて

平成30年4月から
変わります！

中小企業・小規模事業者の事業発展を支えるため、
平成30年4月から**新たな取り組み**を開始します。

ライフステージに応じた保証の取り組みを強化します


中小企業者等がライフステージの様々な場面で必要とする
資金需要にきめ細かく対応するために
創業や事業承継等に係る保証制度の拡充、創設を行います。

全国規模の経済危機時に備えます

リーマンショックや東日本大震災等のような
全国規模の経済危機、災害等の事態に際し、
通常的一般保証とは「別枠」で、迅速に発動できる
新たなセーフティネットとして『危機関連保証制度』を創設します。

経営支援を強化します

信用保証協会と金融機関が連携して中小企業者等への経営支援を強化するなど、
中小企業者等の経営改善・生産性向上へのサポートを一層進めます。

詳しくは裏面へ 

＊ ＊ お問い合わせ先 ＊ ＊

<担当区域>

サポートオフィス 創業・保証相談課 TEL:06-6260-1730

大阪市、松原市、藤井寺市、羽曳野市、富田林市、
太子町、河南町、千早赤阪村

堺 支 店 保 証 事 務 課 TEL:072-223-3011

堺市、高石市、泉大津市、和泉市、岸和田市、
貝塚市、泉佐野市、泉南市、阪南市、大阪狭山市、
河内長野市、忠岡町、熊取町、田尻町、岬町

東大阪支店 業務管理課 TEL:06-6781-9511

東大阪市、八尾市、柏原市

門真支店 業務管理課 TEL:06-6906-2511

門真市、守口市、大東市、寝屋川市、枚方市、
交野市、四條畷市

千里支店 業務管理課 TEL:06-6835-3005

豊中市、池田市、箕面市、吹田市、摂津市、
茨木市、高槻市、島本町、豊能町、能勢町

創業保証、小規模事業者の信用保証の拡充

創業関連保証

(大阪府融資制度保証：開業資金A、地域支援ネットワーク型A)

保証限度額：1,000万円⇒**2,000万円**

小口零細企業保証

(大阪府融資制度保証：小規模資金、地域支援ネットワーク型)

保証限度額：1,250万円⇒**2,000万円**

全国規模の経済危機時のための別枠保証 事業承継時等の資金需要に対応した信用保証の創設

	危機関連保証(※)	特定経営承継関連保証	自主廃業支援保証
対象者	大規模な経済危機、災害等の事象による著しい信用収縮が生じ、事業所の所在地を管轄する市町村長又は特別区長の認定を受けた中小企業者等	事業承継に伴い、事業活動の継続に支障が生じているとして、経済産業大臣(都道府県知事)の認定を受けた中小企業者等の代表者個人	事業譲渡や経営者交代等による事業継続が見込めず、自ら廃業を選択するもので、実質的に債務超過でない等一定の要件を満たす中小企業者等
保証限度額	2億8,000万円 (別枠)	2億8,000万円	3,000万円
保証期間	10年以内	運転10年以内 (据置期間1年以内) 設備15年以内 (据置期間1年以内)	1年以内 (終期は解散予定日より前)
責任共有	対象外	対象	対象
保証料率	0.80%	(有担保)0.35%～1.80% (無担保)0.45%～1.90%	(有担保)0.35%～1.80% (無担保)0.45%～1.90%

(※)「危機関連保証」については、大阪府融資制度保証においても対応が予定されています。

金融機関との連携強化

金融機関の経営支援の下で経営改善や事業転換が促されるよう、業績の悪化している業種を対象とした「セーフティネット保証（大阪府融資制度保証：経営安定資金）5号」が責任共有対象となります。【保証割合が100%から**80%**に変更となります。】